◉韓国政府は17名の留学生らを全員即時釈放せよ！
◉日本政府は17名の留学生らの人権回復に努力せよ！

11.22通信

1977年 4月11日
第5・6合併号
1部100円＋カンパ
年6回発行
振替口座
大阪4649・摂津富田教会

発行所
「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会」
大阪府高槻市富田町3－7－25
摂津富田教会（〒569）
電話 0726－96－2562

白玉光氏 金哲顕氏 李哲氏 康宗憲氏 死刑確定

韓国大法院

執行を阻止せよ！

裁判ほぼ終わる——11・22事件

われわれは今、絶望の深淵にいる。家族ともどもとめどなく悲しみに打ちひしがれている。いわゆる「11・22不当逮捕事件」の在日韓国人の十七名の被告の内、許景朝、張永植（第一審へ差し戻し）両氏を除く十五名全員に、韓国大法院は控訴審判決を何ら変更することなく、そのまま踏襲し、死刑四名、無期一名、懲役十年～二年、十名という韓国の弾圧史上でも稀なほどの悪質きわまる確定判決を下した。とりわけ、白玉光、金哲顕、李哲、康宗憲ら四氏への暴悪な死刑確定に対して、彼らは、直ちに再審請求を行なっているが、刑訴法の〝六カ月以内に死刑執行〟の規定及び彼らの乗敗なる法廷闘争が逆に仇となって、事件を闇に糊塗（ことし）すべく企図している韓国治安当局の思惑で、近々にも死刑執行が行われるのではないかと、「11・22救援会」を始めとして四者の個別救援会は危惧し、非常事態宣言を出し、現在緊迫した情勢下にある。

「11・22救援会」を中心とした各救援会は、昨年末の事件発表一周年行動から本年三月に至るまで矢継ぎ早に抗議の声を緩めることなく起こし、現在全国で四十を越える個別救援会と相互連絡を密にし、連綿とした救援行動が相次いでいる。

四名の死刑確定者はもとより、十七名の全員を救出し、晴れて日本在住の家族のもとに取り戻すためにも、我々は最後の最後まで奮闘しなければならない！無実の学徒を絞首台に昇らせてはならない！断固死刑執行を許すな！今、行動を！

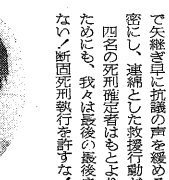
白玉光氏

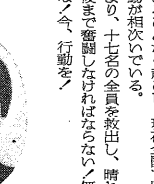
金哲顕氏

白氏（12.14）金氏（12.28）判決

抗議のデモ湧き起る

昨年12月14日、韓国大法院は、白玉光氏（28）に原判決支持・控訴棄却し、死刑判決が確定した。

この日、判決が確定したのは、白氏の他には、崔然淑さん（懲役五年）、姜鍾健氏（〃五年）、李元二氏（〃五年）、金栗輝氏（〃四年）、蔣明玉さん（〃三年六カ月）の五氏である。

——・——・——

この日の不当極まる判決に抗議して、大阪東区のブラザービル集会室で、午後五時より「白玉光氏を救う会」「11・22救援会」合同の記者会見が行なわれた。まず、司会者から死刑執行を停止すべく再審請求を大法院に提出したことが報告された。

「11・22救援会」の桑原事務局長は「我々の力が至らなかったため、このような結果を生んでしまったことを家族の方に深くお詫びする。しかし、彼らが釈放されるまで闘い抜くことを決意する」と今後も粘り強い救援運動を継続する意志を再確認する発言をした。

次に、白玉光氏の実姉白嫂子さんが、「日本政府は何もしてくれなかった」と語るなり絶句して声にならず、傍らの柱の陰に伏して泣き会見を傍聴していた救援会員がもらい泣きする一幕もあった。

なお、東京にても、記者会見が持たれ、これには白玉光氏の実姉の白嫂子さんと参議院議員の田英夫氏が参席した。

白嫂子さんの涙の訴えの後、田氏は、「どこ数年、この類いの事件が頻発しているのは、日韓の黒幕が、日本の政府が、韓国政府に対して、検事控訴が棄却され、ソウル高等法院へ差し戻しの判決がなされた。許景朝氏、張永植両氏の差し戻し審は本年三月十五日現在、目途が立たず未明である。

——・——・——

金哲顕氏への二人目の死刑確定判決を受けて、東京、京都、神戸の各「金哲顕氏を救う会」は一斉に抗議行動を開始した。「金哲顕氏を救援する兵庫県民の会」は、二十八日午後、師走の買物客でごった返す神戸三宮センター街で会員三十名が非道な判決を糾弾する抗議のビラを配った。

京都では、金哲顕氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

3.8 抗議の記者会見 家族も涙の訴え

李哲氏

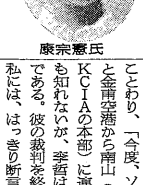
康宗憲氏

第一審で果敢な法廷闘争に転筆の上告理由書（本紙三面に全文掲載）を書された李哲氏へ、三月八日韓国大法院判決がくだされた。上告棄却である。まさにこの判決は、われわれや彼の血を逆流させ、怒りを増幅させるものに他ならない。

李哲氏の判決前後から、抗議行動を展開していた全国七ケ所の「李哲氏を救う会」は、この不当な判決にひるむことなく、直ちに予定通りの行動を開始した。なお、この判決に先立って三月八日には、趙得勲氏（懲役七年）、梁南国氏（懲役十年）の刑が確定した。

——・——・——

「李哲氏を救援する大阪の会」は、大阪中之島中央公会堂で、記者会見を行なった。この会見には、「11・22救援会」世話人代表の妹尾牧師の司会で始まり、李哲氏の実姉の李秀代さんが、「ソウル拘置所では出口が二つあり、左は釈放されて、右に行けば死刑執行室へ通じているという。哲が、右の道を行くのかと思うと居ても立ってもいられない」と、何度も声を詰らせながら家族の気持ちを代弁した。続いて、第一審で李哲氏のアリバイをめぐって検事と堂々やりあった義兄の金秀顕氏が、記者会見に出るのは始めてとことわり、「今度、ソウルに行くと金浦空港から南山（ナムサン＝KCIAの本部）に連行されるかも知れないが、李哲は絶対に無実である。彼の裁判を終始見てきた私には、はっきり断言できる。李哲が無実を主張するので、いたたまれなくなった韓国治安当局者がメンツだけで彼を殺そうとしている」と訴えた。

たものとも言われているが、当夜帰国した3氏は、ともども暗に話しにくそうな約束があることを匂わせつつも、「北朝鮮行きは事実だが、いずれもモスクワ経由の合法ルートで入国した」のであり、又「スパイ行為」云々を記者団から問われて、「まさか…」と笑って答えていた。

彼ら三氏は韓国出国時にかなり脅されているらしく、マスコミ等の接触を再三試みたほとんど不可能であった。そして、2月初旬から三人とも申し合わせたように一カ月近く失踪した。ある家族は大使館に行ったとはっきり言明した。

金哲顕氏無期に減刑 更なる救援運動を！

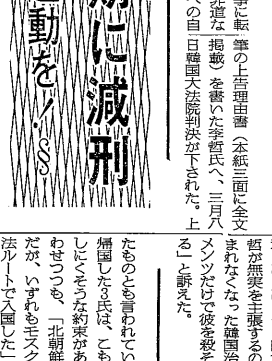

60年代後半から、在日韓国人がティグループ等によって、少しずつ韓国内を旅行や商用、あるいは墓参、留学等の目的で入国した時、つ浸透し高揚する中、初めてこれら〝政治犯〟が釈放され、また減刑された。

昨年12月27日に、韓国政府広報部は、帰化日本人3名を大統領特赦で釈放したと発表した。

この3名は、伊藤玄太郎氏（67）＝東京都三鷹市、中野区、沢本三次氏（65）＝東京都中野区、貿易商＝、夏谷雄氏（65）＝神戸市葺合区、貿易商＝、である。

3人は、73年～76年にかけて韓国内で「北朝鮮行き」を認め「スパイ活動」をしていたとされ、いずれも無期懲役の刑が確定していた。

この釈放運動は、日本人である傍観視していた。しかし、朴政権は、親韓ロビイストの福田新政権誕生の「手土産」として、特赦にも拘らず、日本政府外務省は、

なお、在日韓国人政治犯＝李哲氏、崔然淑さん、姜鍾健氏、李元二氏、金栗輝氏、蔣明玉さん、梁南国氏、趙得勲氏、許景朝氏、張永植氏、金哲顕氏、李哲氏、康宗憲氏、白玉光氏、の計十七名の釈放運動を継続する意志を再確認する。

なお、「11・22救援会」の桑原事務局長は、「我々の力が至らなかったため、このような結果を生んでしまったことを家族の方に深くお詫びする。しかし、彼らが釈放されるまで闘い抜くことを決意する」と今後も粘り強い救援運動を継続する意志を再確認する発言をした。

次に、白玉光氏の実姉白嫂子さんが、「日本政府は何もしてくれなかった」と語るなり絶句して声にならず、傍らの柱の陰に伏して泣き会見を傍聴していた救援会員がもらい泣きする一幕もあった。

なお、東京にても、記者会見が持たれ、これには白玉光氏の実姉の白嫂子さんと参議院議員の田英夫氏が参席した。

白嫂子さんの涙の訴えの後、田氏は、「ここ数年、この類いの事件が頻発しているのは、日韓の黒幕が、日本の政府が、韓国政府に対して、検事控訴が棄却され、ソウル高等法院へ差し戻しの判決がなされた。許景朝氏、張永植両氏の差し戻し審は本年三月十五日現在、目途が立たず未明である。

——・——・——

金哲顕氏への二人目の死刑確定判決を受けて、東京、京都、神戸の各「金哲顕氏を救う会」は一斉に抗議行動を開始した。「金哲顕氏を救援する兵庫県民の会」は、二十八日午後、師走の買物客でごった返す神戸三宮センター街で会員三十名が非道な判決を糾弾する抗議のビラを配った。

京都では、金哲顕氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

3.15

家族の涙の訴えに応えて

「李哲氏を救援する大阪の会」は、「11・22救援会」世話人代表の妹尾牧師が、「李哲氏の無実を主張するので、いたたまれなくなった韓国治安当局者がメンツだけで彼を殺そうとしている」と訴えた。

——・——・——

「李哲氏を救援する大阪の会」は、「11・22救援会」世話人代表の妹尾牧師の司会で始まり、李哲氏の実姉の李秀代さんが、「ソウル拘置所では出口が二つあり、左は釈放されて、右に行けば死刑執行室へ通じているという。哲が、右の道を行くのかと思うと居ても立ってもいられない」と、何度も声を詰らせながら家族の気持ちを代弁した。続いて、第一審で李哲氏のアリバイをめぐって検事と堂々やりあった義兄の金秀顕氏が、記者会見に出るのは始めてとことわり、「今度、ソウルに行くと金浦空港から南山（ナムサン＝KCIAの本部）に連行されるかも知れないが、李哲は絶対に無実である。彼の裁判を終始見てきた私には、はっきり断言できる。李哲が無実を主張するので、いたたまれなくなった韓国治安当局者がメンツだけで彼を殺そうとしている」と訴えた。

集会後のデモ行動中、威嚇的な府警機動隊の暴圧的攻勢で参加者の殺気が負傷した。機動隊は挑発的で、この時、デモ隊と衝突して歩いていた支援団体員三名が逮捕され、うち一名が起訴された。当日のデモを主催した各団体は、この理不尽な、KCIAとの共謀による妨害行為に抗議声明を発表した。

また、在日韓国人民主懇談会（代表、徐龍達氏）と、大阪府下の革新市長で作られている（革新市長会）も「非道な死刑判決に強く抗議する」との声明を発表した。

なお、康氏の救援会では、今後も再審請求の〝証拠探し〟や差し入れにとどまらず代議士等者を集めて、何とか釈放にもっていきたい、と言っている。

× × ×

なお、在日韓国人政治犯＝李哲氏、崔然淑さん、姜鍾健氏、李元二氏、金栗輝氏、蔣明玉さん、梁南国氏、趙得勲氏、許景朝氏、張永植氏、金哲顕氏、李哲氏、康宗憲氏、白玉光氏、の計十七名の釈放運動を継続する意志を再確認する。

なお、「11・22救援会」の桑原事務局長は、「我々の力が至らなかったため、このような結果を生んでしまったことを家族の方に深くお詫びする。しかし、彼らが釈放されるまで闘い抜くことを決意する」と今後も粘り強い救援運動を継続する意志を再確認する発言をした。

次に、白玉光氏の実姉白嫂子さんが、「日本政府は何もしてくれなかった」と語るなり絶句して声にならず、傍らの柱の陰に伏して泣き会見を傍聴していた救援会員がもらい泣きする一幕もあった。

なお、東京にても、記者会見が持たれ、これには白玉光氏の実姉の白嫂子さんと参議院議員の田英夫氏が参席した。

白嫂子さんの涙の訴えの後、田氏は、「ここ数年、この類いの事件が頻発しているのは、日韓の黒幕が、日本の政府が、韓国政府に対して、検事控訴が棄却され、ソウル高等法院へ差し戻しの判決がなされた。許景朝氏、張永植両氏の差し戻し審は本年三月十五日現在、目途が立たず未明である。

——・——・——

金哲顕氏への二人目の死刑確定判決を受けて、東京、京都、神戸の各「金哲顕氏を救う会」は一斉に抗議行動を開始した。「金哲顕氏を救援する兵庫県民の会」は、二十八日午後、師走の買物客でごった返す神戸三宮センター街で会員三十名が非道な判決を糾弾する抗議のビラを配った。

京都では、金哲顕氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

3.8 抗議の記者会見 家族も涙の訴え

李哲氏

康宗憲氏

第一審で果敢な法廷闘争に転筆の上告理由書（本紙三面に全文掲載）を書された李哲氏へ、三月八日韓国大法院判決がくだされた。上告棄却である。まさにこの判決は、われわれや彼の血を逆流させ、怒りを増幅させるものに他ならない。

李哲氏の判決前後から、抗議行動を展開していた全国七ケ所の「李哲氏を救う会」は、この不当な判決にひるむことなく、直ちに予定通りの行動を開始した。なお、この判決に先立って三月八日には、趙得勲氏（懲役七年）、梁南国氏（懲役十年）の刑が確定した。

——・——・——

「李哲氏を救援する大阪の会」は、大阪中之島中央公会堂で、記者会見を行なった。この会見には、「11・22救援会」世話人代表の妹尾牧師の司会で始まり、李哲氏の実姉の李秀代さんが、「ソウル拘置所では出口が二つあり、左は釈放されて、右に行けば死刑執行室へ通じているという。哲が、右の道を行くのかと思うと居ても立ってもいられない」と、何度も声を詰らせながら家族の気持ちを代弁した。続いて、第一審で李哲氏のアリバイをめぐって検事と堂々やりあった義兄の金秀顕氏が、記者会見に出るのは始めてとことわり、「今度、ソウルに行くと金浦空港から南山（ナムサン＝KCIAの本部）に連行されるかも知れないが、李哲は絶対に無実である。彼の裁判を終始見てきた私には、はっきり断言できる。李哲が無実を主張するので、いたたまれなくなった韓国治安当局者がメンツだけで彼を殺そうとしている」と訴えた。

集会後のデモ行動中、威嚇的な府警機動隊の暴圧的攻勢で参加者の殺気が負傷した。機動隊は挑発的で、この時、デモ隊と衝突して歩いていた支援団体員三名が逮捕され、うち一名が起訴された。当日のデモを主催した各団体は、この理不尽な、KCIAとの共謀による妨害行為に抗議声明を発表した。

また、在日韓国人民主懇談会（代表、徐龍達氏）と、大阪府下の革新市長で作られている（革新市長会）も「非道な死刑判決に強く抗議する」との声明を発表した。

なお、康氏の救援会では、今後も再審請求の〝証拠探し〟や差し入れにとどまらず代議士等者を集めて、何とか釈放にもっていきたい、と言っている。

× × ×

康宗憲氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

なお、在日韓国人政治犯＝李哲氏、崔然淑さん、姜鍾健氏、李元二氏、金栗輝氏、蔣明玉さん、梁南国氏、趙得勲氏、許景朝氏、張永植氏、金哲顕氏、李哲氏、康宗憲氏、白玉光氏、の計十七名の釈放運動を継続する意志を再確認する。

なお、「11・22救援会」の桑原事務局長は、「我々の力が至らなかったため、このような結果を生んでしまったことを家族の方に深くお詫びする。しかし、彼らが釈放されるまで闘い抜くことを決意する」と今後も粘り強い救援運動を継続する意志を再確認する発言をした。

次に、白玉光氏の実姉白嫂子さんが、「日本政府は何もしてくれなかった」と語るなり絶句して声にならず、傍らの柱の陰に伏して泣き会見を傍聴していた救援会員がもらい泣きする一幕もあった。

なお、東京にても、記者会見が持たれ、これには白玉光氏の実姉の白嫂子さんと参議院議員の田英夫氏が参席した。

白嫂子さんの涙の訴えの後、田氏は、「ここ数年、この類いの事件が頻発しているのは、日韓の黒幕が、日本の政府が、韓国政府に対して、検事控訴が棄却され、ソウル高等法院へ差し戻しの判決がなされた。許景朝氏、張永植両氏の差し戻し審は本年三月十五日現在、目途が立たず未明である。

——・——・——

金哲顕氏への二人目の死刑確定判決を受けて、東京、京都、神戸の各「金哲顕氏を救う会」は一斉に抗議行動を開始した。「金哲顕氏を救援する兵庫県民の会」は、二十八日午後、師走の買物客でごった返す神戸三宮センター街で会員三十名が非道な判決を糾弾する抗議のビラを配った。

京都では、金哲顕氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

なお、在日韓国人政治犯＝李哲氏、崔然淑さん、姜鍾健氏、李元二氏、金栗輝氏、蔣明玉さん、梁南国氏、趙得勲氏、許景朝氏、張永植氏、金哲顕氏、李哲氏、康宗憲氏、白玉光氏、の計十七名の釈放運動を継続する意志を再確認する。

なお、「11・22救援会」の桑原事務局長は、「我々の力が至らなかったため、このような結果を生んでしまったことを家族の方に深くお詫びする。しかし、彼らが釈放されるまで闘い抜くことを決意する」と今後も粘り強い救援運動を継続する意志を再確認する発言をした。

次に、白玉光氏の実姉白嫂子さんが、「日本政府は何もしてくれなかった」と語るなり絶句して声にならず、傍らの柱の陰に伏して泣き会見を傍聴していた救援会員がもらい泣きする一幕もあった。

なお、東京にても、記者会見が持たれ、これには白玉光氏の実姉の白嫂子さんと参議院議員の田英夫氏が参席した。

白嫂子さんの涙の訴えの後、田氏は、「ここ数年、この類いの事件が頻発しているのは、日韓の黒幕が、日本の政府が、韓国政府に対して、検事控訴が棄却され、ソウル高等法院へ差し戻しの判決がなされた。許景朝氏、張永植両氏の差し戻し審は本年三月十五日現在、目途が立たず未明である。

——・——・——

金哲顕氏への二人目の死刑確定判決を受けて、東京、京都、神戸の各「金哲顕氏を救う会」は一斉に抗議行動を開始した。「金哲顕氏を救援する兵庫県民の会」は、二十八日午後、師走の買物客でごった返す神戸三宮センター街で会員三十名が非道な判決を糾弾する抗議のビラを配った。

京都では、金哲顕氏の出身校である同志社大学の救援グループが中心になって、同日より洛陽教会において抗議集会が持たれ、約百名が出席した。集会は、悲報に沈うつな空気につつまれたが、今後は、死刑執行阻止の闘いに取り組むために更なる救援行動を展開していくことを確認した。

11・30 玄海灘に架橋を！
―最大の二千人結集―

昨年十一月、11・22事件一周年の新たな怒りをこめて、京都・大阪・神戸をはじめ各地で集会が運続して持たれたが、その一大頂点として「11・22救援会」主催も「11・30死刑・重刑判決撤全関西集会」が大阪中之島中央公会堂大集会室で開かれた。一年間の「無罪・即時釈放」の運動を反映して、集会は二千名を超える参加者をみ、会場は各救援会・大阪市職・市従・教組など青年労働者・また同じく救援運動を担ってきた大阪大・大阪市大・関西大・京都大・同志社大・立命館大等の学生・市民で埋め尽くされた。

集会は、まず「11・22救援会」世話人の妹尾牧師より、「十二月十四日には白玉光氏への大法院最終判決が予定されている。しかし、一審・二審を通じた11・22不当逮捕者への判決は、KCIAがデッチあげた不当なものであり、十五年七月の社会安全法の適用によって終身刑に等しい刑を科そうとしている。これを許さないためにもなお一層運動の発展が必要である」との訴えがなされた。

次に、韓国朴正熙大統領・法務部長官宛ての百万名署名を外務省に受理させたとの報告が参議院議員佐々木静子氏よりなされ、日朝大阪連帯委員会代表で「11・22救援会」世話人でもある東谷敏雄氏のあいさつと続いた後、集会は、宮崎樹氏の講演へと移った。宮崎氏は、「国家保安法」「反共法」「緊急措置第9号」等々による朴政権の強権弾圧体制は、四・一九精神の弾圧であり、この「11・22事件」への弾圧も、朴政権の「共産主義の脅威」をたてにとった延命策にすぎないと述べた。さらに同氏は、こうした弾圧を支える日本政府の対韓政策を厳しく批判した。

続いて家族より、第二審で起訴事実を否定し、情報部員の拷問を公然と告発した李哲氏のおじさん李麟麟氏、さらに白玉光氏の姉さんの白媛子さんが「連捕者救援」を訴え、会場には共感の輪が広がった。また個別救援会からは、京都の「金五子さんを救う会」の内村牧師が、五子さんの在日韓国人としての生き方を通して、救援の必要性を強く訴え、「白玉光さんを救う東京の会」も同様の呼びかけを二千名の参加者に行なった。

最後に決意表明として、「11・22救援会」桑原重夫牧師が一年間の救援運動をふりかえり、更なる運動の拡大・深化を呼びかけ、また運動の中から見えてきた、日韓条約以降の日韓の癒着を断ち切るために共に闘おうと訴えた。

さらに集会は、日韓両政府宛決議文を採択し、シュプレヒコールでしめくくられたが、救援の決意も新たに、二千名を集めた「11・30集会」は興奮のうちにその幕を閉じた。

二千人が結集した11.30全関西集会

領事館に抗議
2・3御堂筋デモ―400人

去る二月三日、大阪中之島公園で「第二次逮捕者大阪連絡会」「11・22救援会」主催による「第二次逮捕者への死刑・重刑判決を阻止し、すべての留学生・青年の即時釈放を要求する大阪集会」と韓国総領事館へのデモが、折からの寒風をついて開催された。

集会は「大阪の地において、「11・22救援運動」を担っている個別救援会会員、支援の労働者、学生等四百名を結集して行なわれた。

集会では、各個別救援会、大阪地評青年部、反安保府民共闘、部落解放同盟大阪府連等の諸団体からの挨拶を受けた後、「11・22救援会」事務局長の桑原氏の基調報告を受けた。

桑原氏は、いわゆる第二次逮捕者に対する第三審判決が迫っていることに警鐘を鳴らし、更なる奮起を訴えた。

最後に、韓国政府・日本政府への抗議文を採択し、韓国総領事館へ向けての抗議のデモンストレーションに出発した。

この領事館への整然とした示威に対して、大阪府警機動隊は、「規制」に名をかりた挑発をくり返し、日韓両治安機構の一体化をはからずも見せつけた。

ことに、領事館前では、抗議文を読み上げようとしていた救援会員らを取り囲み、ジュラルミン楯などで乱打するという許しがたい暴力行為に及んだ。

また、デモの解散地点であるナンバ周辺でも、頭などを割られる

2.3大阪集会―剣先公園

あなたも直接救援を！
◎手紙・差し入れを韓国へ◎

「11・22事件」の在日韓国人被告十七名の内、張永模、許景朝両氏（高槻へ差し戻し）を除く十五名の判決が確定したわけだが、「11・22救援会」や「各個別救援会」では、本紙読者や多くの市民層に拘置所や矯導所へ励ましの手紙等を"差し入れ"るいわゆる「直接救援」に参加するよう呼びかけている。

彼らの近況を伝えると共に、その具体的方法などに若干触れてみたい。

まず、昨年十一月九日に確定した金鍾太氏（26）は、現在、全州矯導所に、そして、大法院への上告を断念した金五子さん（26）は、大邱矯導所に各々ソウルから移監された。

又、十二月十四日、二十八日に確定した有期刑被告、崔然淑さん（25）、金元重氏（26）、李元二氏（24）、姜鍾健氏（26）、李東石さん（25）、李東石氏（24）は、本年一月七日付で大田矯導所に移された。

彼らの待遇は家族や救援会員らの報告によると概して悪くないそうである。

又、二月八日に確定した趙得敏氏（24）、梁国賢氏（26）、そして、三月一日付で無期に減刑された金哲顕氏（30）は近々にも矯導所に移される予定であるが、現時点（三月二十日現在）ではソウル拘置所に居るものと推測される。

もし、この三氏に連絡をされるなら、最新の住所をお知らせするので事務局まで一報を。

死刑判決の白玉光氏（29）、李哲氏（28）、康宗憲氏（26）らは、現在再審請求中で、今後ともソウル拘置所にとどまる予定。

なお、張永模（27）、許景朝氏（33）は保釈で昨年十二月二十八日、本年三月十一日に各々出獄、現在、ソウル市内で静養に務めている。

―○―

◆葉書き、手紙、物品の出し方の注意事項

・葉書き、手紙とも表書きにAIRMAILと朱書きする。

・各宛名の下に様の代りに貞下とする。

・内容は、事件に直接触れないように。

・差し入れ物品は、本、下着、セーター等で、だいたい入るようである。

◇　◇

【住所】

○大韓民国SEOUL特別市西大門区SEOUL拘置所。

白玉光【取鑑番号、五九八八】
康宗憲【八七七】李哲【九六八八】
金哲顕【七七六八】、梁南国【五二〇】、趙得敏【五三四】
○大韓民国慶尚北道達城郡花園面大邱矯導所
金五子【二六六六】
○大韓民国忠清南道大田中村洞大田矯導所
崔然淑【三八九八】、金元重【三九一四】、李元二【三八六二】、金東輝【四二一八】、李東石【三八二七】、姜鍾健【三九〇四】、趙明玉【三八七八】。
○大韓民国全羅北道全州市平和洞全州矯導所
金鍾太【四二四】。

11・22不当拘束者の個人別救援会連絡所

・『康宗憲君を救う大池中学校有志の会』
大阪市野田区中川六―三―六
大池中学校富永・大寺気付

・『康宗憲君を救う東京の会』
東京都松戸市南花島一―一―十五
阿倍方杉山寿一気付（〇四七三―八三―二三）

・『康宗憲君を救う京都の会』
京都府左京区北白川下池田町九―
内田方松山実気付、（〇七五―七九―三六二四）

・『康宗憲君を救う八尾小学校、成法中学同窓生有志の会』
八尾市本町七―七―五、中野気付（〇七二―九―九三―四七三二）

・『李哲さんを救う人吉・球磨の会』
熊本県球磨郡人吉市下青井町労働会館、（〇九六六―二―二五九九三）

・『李哲さんを救う北九州の会』
北九州市八幡西区西神原四―二―二
黒崎コミュニティ広場、（〇九三―八四―一七五三）

・『李哲さんを救う大阪の会』
大阪市旭区赤川三―貝、城北小学校内、山田健一気付、（〇七二六―八三―二四六四長谷川方）

・『李哲さんを救う中央大学の会』
東京都北区滝野川一―二―二
山本荘川井方、（〇三―九四九―一六三六）

会計報告
（11・12・1・2月度）

総収入	1,977,204円
総支出	2,540,700円
差し引き	―563,496円（赤字）

抗議声明

本日、一九七六年十二月十四日、韓国大法院は、日本で永住権を持つ青年白玉光氏に対して、自らの政権延命のためにスパイという許しがたい汚名を着せ、死刑という判決を下した。

私たち日本人よりなる白玉光氏を救う会は、一片の証拠もなく、過酷な取調べによる自供を盾にして、この青年の貴重な生命を奪おうとする権力に対し、満身の怒りをこめて「否」の意志を表明し、韓国当局の非人間的な行為を広く世界に糾弾するものである。

昨年一九七五年十一月三日、韓国中央情報部（KCIA）の発表文に「白玉光」の名を認めるや、白氏の誠実な人柄を知る愚師・友人・知人から救援の声があがった。この声は、この一年間に大きな反響をよび、一万名を越す市民の署名、国会議員二百人余の署名をはじめとする、あらゆる方面の援助からひき起こしたこの事件の不当性を陰微しようとしている。

今、私たちはこの事件に対する日本社会の責任性をあらためて熟視しなければならない。

この事件の犠牲者、彼・若いの本質を闇に葬ってしまうのではないかということを最も恐れる。

一九七六年十二月十四日
白玉光氏を救う会

今、私たちは、過去の事件に見られるごとく、韓国当局が早晩、〝政治犯〟をこの手に取り戻すまで、彼らとともに力一杯闘いつづけることをここに表明する。

玉光氏を救うため、私たちは、際限ない困難に満ちた彼らの今後の獄中における活動を力強く支え、白玉光氏ら多くの在日韓国人〝政治犯〟をこの手に取り戻すまで、彼らとともに力一杯闘いつづけることをここに表明する。

一九七六年十二月十四日
白玉光氏を救う会

在日韓国人たちは、日本社会の厳しい差別と偏見の目の中で同化を強いられ、拒否すると更に徹底的な排外に出会うという困難の中で育ってきた。

その中で、自らの民族としてのそして人間としての主体性を開化させていった青年たちが、日本社会に絶望し、祖国に果しない希望を抱いてかの地に渡って行ったことは、法廷での彼らの証言によっても明らかである。

その答が今回の事件であったことを考えると、私たちは日本人は、決して白玉光氏をはじめとする十七人の在日韓国人の生命と青春を見殺しにするわけにはいかない。

今、私たちは、韓国当局が早晩、〝政治犯〟をこの手に取り戻すまで、彼らとともに力一杯闘いつづけることをここに表明する。

事件の真相を私たちの前に明らかにすることを要求する。

また、今回の事件ではからずも明らかにされたKCIAの日本の国内での活動の全貌を日本国民の前に明らかにすることを日本政府に要求する。且つまた、このような違法な他国諸略機関の活動を容認していることに対し、日本国民として強く抗議する。

ソウルには再び酷寒の冬が訪れている。

日々を生命の危険と暴力に蹂躙されている白

大法院への上告理由書全文 ―李哲氏

〝死刑はKCIA要員に〟

▼衝撃の事実を暴露▲

KCIAの執拗な追求を振りきった救援会の決死的努力によって、われわれはこの李哲氏の大法院への上告理由書を入手することができた。

この事件の不当性はさまざまな所で、数限りない言葉を費して糾弾されてきたが、今われわれはこの努力を放棄してもよいのでは、と思う。どうか、七千字を超える彼の悲痛な生命を賭した闘いの記録を読んで欲しい。

上告理由書

本籍　慶北道義城郡丹密面龍谷洞
住所　日本国熊本県球磨郡錦町二一九三
職業　高麗大学校大学院政治外交科在学中
職名　国家保安法違反
姓名　李　哲

上告人李哲は、一九七六年五月ソウル地方法院合議六部に於て死刑宣告を受け、これに不服、ソウル高等法院に控訴、棄却を受けた者として、公訴内容と宣告内容に不服ゆえ大法院に上告を提起するものであります。

賢明なる大法院裁判長閣下。

洋の東西及び古今を問わず、国に於て最も重要なることは民が第一、国家が第二、王が第三だといいます。この原則は遠古より伝わってきた民主主義思想の根本のみならず、現在民主主義を追求する我国に於ても貴重な政治の根本原則であります。それにもかかわらず大韓民国の基幹機関である中央情報部では、この民主主義に背を向ける仕事をなし、事件をねつ造している。このことはすなわち、私と吾淑との事件であります。私はまず、公訴状の内容に関して、その内容が事実と違う点を列挙しながら申し上げます。

第一に、私は一九六七年九月朝鮮総連傘下の留学生同盟に正式に加入し、一九六八年三月中旬、留学同の合宿討論会に参加したことになっていますが、田中なる人物はきれいなソウル弁を使う民族同胞であり、総連系ではありませんでした。私は日本にて田中なる人物に会い彼と固く友誼をしたのは事実であります。しかし、それがどうして、間諜行為になるのでしょうか。

私が田中に会い、話したソウルの実情は新聞紙上にも報道される一般的な日常茶飯事であり、我が国を二、三日間旅行した者ならば知っている、公開されていることであって、国家機密とか社会安保に関することではありません。なおのこと、学問に勉強している身である私がそのような秘密事項を探知したというのですが、私は共産主義者ではありません。私は北韓（注・朝鮮民主主義人民共和国のこと）の傀儡と赤化統一に反対する者であり、留学同に加入した事実も合宿討論会に参加した事もなく、実際に一九六八年三月にはそのような討論会もありませんでした。

第二に、公訴状全ページを通じて、私が朝鮮総連の工作員田中という者と日本で接触し、その度ごと、田中から地下党を作るように指令を受け、金日成主義に関する教養を受け、私本人がその度ごと田中に誓いを立て、決意を表した如く書かれておりますが、それらは事実と全く相違します。私は総連系人物とは日本の中央大学通学当時、偶然、個人的に知り合った徐世教等数名の外にはなく、田中という人は知る由もありません。

私が日本で会った人は民族主義者であり、民族主義者であります。祖国の民主主義の自覚と統一を念願する政治学徒が日本に於て広範囲に意見を交換し、祖国の未来を望み見ることが、どうして間諜行為になるのでしょうか。私は日本で出生し、そこで成長しましたゆえ、大学に入り、社会科学に接するまで、強い民族的虚無主義に陥っておりました。そういう私が、大学で共産主義に関する書籍に接し、留学同に属している学生達と親しくしたといって、共産主義者といえるでしょうか。

日本の大学生達はすべて自由に左翼書籍を読み勉強します。実際に、日本では大学生としてマルクス・レーニンを学ばない学生はあります。そういう中でもML主義に接するようになり、新しい社会科学に眼を向けるようになったのは事実であります。だからといって私のような学生を共産主義者だと規定するならば、日本の大学生はすべて共産主義者だということになります。又私は北韓に関する話を当時の留学同の学友から聞き、民族的虚無主義を脱皮し堂々たる自信を持てるようになりましたが、これは当然な結果であります。民族的虚無主義を脱ぎ捨てるのは多々あると思いますが、私にとっては偶然、留学同の学生から聞いた北韓の発展様相であっただけのことであります。

この様に、私は北韓ないし朝鮮総連とは何の関係もなく、大学時代に共産主義に接したといっても、それは信念に基いた共産主義者ではありませんでした。又、公訴状には田中と何時、何処で何回会ってどういう内容の話をし、その席で会うたびに誓い、金も数万円受取ったとありますが、総じてこれは、公訴内容がいかに幼稚な、根も葉もないものであるかを露呈しているということであります。

裁判長におかれてもお考え下さい。私が田中を知ったのは一九六八年でありますが、約十年前に、田中と何処で会いどういう内容の話をしたといういうことを、どんな天才といえども思い出せません。なのに情報部では、これらを作り出し、私に教えてくれたのであります。本人が知らずにいるのに、彼等は本人に教え、彼等が指示する通りに陳述するように強要したのであります。私は初めはそれを拒絶しましたが、圧力に勝てず、それを是認させられてしまったのであります。

入北劇は情報部が演出

第三に、公訴内容が事実と違う点は、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時に是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにするので、彼が命じるままに検事の前で陳述いたしました。しかるに一審が始まった時、彼らが言ったことはすべて嘘だと知ったが、心中では判事さんの前で事実通り明らかになるだろうと思っていましたが、それは金淑黙（注・李哲氏らと共に配置された配者）の父親の書信が入っていたものであります。しかし、私は関香淑にはそういう内容については一切言っていないし、ただ日本から贈物として持ってきたものであるから、よく保管するように頼んだだけです。関香淑はそれ以前から、私が東洋通信社に入社したがっていたことを知っておりました。事実、新聞記者になることは私の子供の時からの念願でありました。だから関香淑は私の頼みを聞いてそのハンドバッグを保管するようになりましたが、それはむしろ私が東洋通信社に入社するため、金澄鶴記者に贈物するものだと考えたからであります。私と関香淑が二人で金記者宅を訪問し、彼の妻にハンドバッグを渡す時も、事前に、彼女に贈物として持ってきたといえば受取らないだろうから、親戚の者が作ったもので市内販売が可能かを知りたいと言おう、と説明したのであります。関香淑はそのハンドバッグを渡すのは（つまり金記者が贈物として受取れば）私が就職するのに力になってくれるのではないかと考えて、私が言うまま口裏を合わせたのであります。従って関香淑には何の罪もありません。賢明なる裁判長様、この点をよく御理解下さることを お願いいたします。

次に、ではなぜ、何も知らない関香淑を、最初情報部で陳述した時、共犯として作りあげたのか、検事様に、お前は関香淑に対して何か恨みがあってそういう陳述をしたのか、と言われた点について申し上げます。

事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

二審では、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時は是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにするので、彼が命じるままに検事の前で陳述いたしました。しかるに一審が始まった時、彼らが言ったことはすべて嘘だと知ったが、心中では判事さんの前で事実通り明らかになるだろうと思っていましたが、それは金淑黙（注・李哲氏らと共に配置された配者）の父親の書信が入っていたものであります。しかし、私は関香淑にはそういう内容については一切言っていないし、ただ日本から贈物として持ってきたものであるから、よく保管するように頼んだだけです。関香淑はそれ以前から、私が東洋通信社に入社したがっていたことを知っておりました。事実、新聞記者になることは私の子供の時からの念願でありました。だから関香淑は私の頼みを聞いてそのハンドバッグを保管するようになりましたが、それはむしろ私が東洋通信社に入社するため、金澄鶴記者に贈物するものだと考えたからであります。私と関香淑が二人で金記者宅を訪問し、彼の妻にハンドバッグを渡す時も、事前に、彼女に贈物として持ってきたといえば受取らないだろうから、親戚の者が作ったもので市内販売が可能かを知りたいと言おう、と説明したのであります。関香淑はそのハンドバッグを渡すのは（つまり金記者が贈物として受取れば）私が就職するのに力になってくれるのではないかと考えて、私が言うまま口裏を合わせたのであります。従って関香淑には何の罪もありません。賢明なる裁判長様、この点をよく御理解下さることを お願いいたします。

次に、ではなぜ、何も知らない関香淑を、最初情報部で陳述した時、共犯として作りあげたのか、検事様に、お前は関香淑に対して何か恨みがあってそういう陳述をしたのか、と言われた点について申し上げます。

事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

二審では、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時は是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにするので、彼が命じるままに検事の前で陳述いたしました。しかるに一審が始まった時、彼らが言ったことはすべて嘘だと知ったが、心中では判事さんの前で事実通り明らかになるだろうと思っていましたが、それは金淑黙（注・李哲氏らと共に配置された配者）の父親の書信が入っていたものであります。しかし、私は関香淑にはそういう内容については一切言っていないし、ただ日本から贈物として持ってきたものであるから、よく保管するように頼んだだけです。関香淑はそれ以前から、私が東洋通信社に入社したがっていたことを知っておりました。事実、新聞記者になることは私の子供の時からの念願でありました。だから関香淑は私の頼みを聞いてそのハンドバッグを保管するようになりましたが、それはむしろ私が東洋通信社に入社するため、金澄鶴記者に贈物するものだと考えたからであります。私と関香淑が二人で金記者宅を訪問し、彼の妻にハンドバッグを渡す時も、事前に、彼女に贈物として持ってきたといえば受取らないだろうから、親戚の者が作ったもので市内販売が可能かを知りたいと言おう、と説明したのであります。関香淑はそのハンドバッグを渡すのは（つまり金記者が贈物として受取れば）私が就職するのに力になってくれるのではないかと考えて、私が言うまま口裏を合わせたのであります。従って関香淑には何の罪もありません。賢明なる裁判長様、この点をよく御理解下さることを お願いいたします。

次に、ではなぜ、何も知らない関香淑を、最初情報部で陳述した時、共犯として作りあげたのか、検事様に、お前は関香淑に対して何か恨みがあってそういう陳述をしたのか、と言われた点について申し上げます。

事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

脅迫で妻まで共犯に・・・

次に私が明らかにしたいことは関香淑に関することであります。私は関香淑を最愛していましたし、関香淑も又を愛し、我々は結婚することになっております。我々の愛は純粋な愛情にとどまるものであり、決して私のいわゆる「地下運動」をカモフラージュするためのものではありません。実際、いくら血も涙もない共産主義者といえども、女性の愛を運動の道具にすることはできないことです。

公訴状によると、私は一九七二年十月頃、関香淑を愛しの以前の家にやり、暗号文献を持って来るよう指示し、一九七四年には関香淑に北韓社会の優越性について説明してあげた、となっていますが、とうていこれは私と彼女が継続して否認してきたように、事実と違います。私は関香淑を暗号文献を取りに廃出にやったことも なく、北韓についての話を彼女に一度もしませんでした。裁判長様もお考え下さい。私が彼女に北韓社会について説明したみたところで、どういう効果があるでしょうか。第一に彼女がそういう話を聞くはずもなく、第二に私の思想に疑いを抱くかもわからないからであります。私にとって、北韓社会の発展ということは第二義的な意味を持つものではありません。北韓は、まず南韓（注・韓国のこと）の方から住みよくなるべきだと考えているからであります。一九七四年九月頃、私は関香淑と一緒に金日成青少二十世紀の遺著」を私の部屋で燃やしたというのは事実に相違します。私は彼女に「二十世紀の遺著」の保管依頼はしませんでしたが、一緒に焼却しませんでした。関香淑はその本の出所を聞くので私は鍾路（注・ソウルの中心街）の何書店で買ったと言って納得させようとしましたが、後では日本から持ってきた、日本の雑誌ではこんな本は売り出売っていると納得させたところ、彼女もそうだと認めました。実際、そういう本は書店にていくらでも求められます。検事はこの点に関して、その当時関香淑は私が間諜であることを知っていたのに申告しなかったし、と主張されましたが、明らかに彼女は私が間諜だと知らなかったし、又私自身間諜ではありません。

一九七五年、私は関香淑に女子用ハンドバッグを保管させました。事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

二審では、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時は是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにするので、彼が命じるままに検事の前で陳述いたしました。しかるに一審が始まった時、彼らが言ったことはすべて嘘だと知ったが、心中では判事さんの前で事実通り明らかになるだろうと思っていましたが、それは金淑黙（注・李哲氏らと共に配置された配者）の父親の書信が入っていたものであります。しかし、私は関香淑にはそういう内容については一切言っていないし、ただ日本から贈物として持ってきたものであるから、よく保管するように頼んだだけです。関香淑はそれ以前から、私が東洋通信社に入社したがっていたことを知っておりました。事実、新聞記者になることは私の子供の時からの念願でありました。だから関香淑は私の頼みを聞いてそのハンドバッグを保管するようになりましたが、それはむしろ私が東洋通信社に入社するため、金澄鶴記者に贈物するものだと考えたからであります。私と関香淑が二人で金記者宅を訪問し、彼の妻にハンドバッグを渡す時も、事前に、彼女に贈物として持ってきたといえば受取らないだろうから、親戚の者が作ったもので市内販売が可能かを知りたいと言おう、と説明したのであります。関香淑はそのハンドバッグを渡すのは（つまり金記者が贈物として受取れば）私が就職するのに力になってくれるのではないかと考えて、私が言うまま口裏を合わせたのであります。従って関香淑には何の罪もありません。賢明なる裁判長様、この点をよく御理解下さることを お願いいたします。

次に、ではなぜ、何も知らない関香淑を、最初情報部で陳述した時、共犯として作りあげたのか、検事様に、お前は関香淑に対して何か恨みがあってそういう陳述をしたのか、と言われた点について申し上げます。

事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

二審では、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時は是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにするので、彼が命じるままに検事の前で陳述いたしました。しかるに一審が始まった時、彼らが言ったことはすべて嘘だと知ったが、心中では判事さんの前で事実通り明らかになるだろうと思っていましたが、それは金淑黙（注・李哲氏らと共に配置された配者）の父親の書信が入っていたものであります。しかし、私は関香淑にはそういう内容については一切言っていないし、ただ日本から贈物として持ってきたものであるから、よく保管するように頼んだだけです。関香淑はそれ以前から、私が東洋通信社に入社したがっていたことを知っておりました。事実、新聞記者になることは私の子供の時からの念願でありました。だから関香淑は私の頼みを聞いてそのハンドバッグを保管するようになりましたが、それはむしろ私が東洋通信社に入社するため、金澄鶴記者に贈物するものだと考えたからであります。私と関香淑が二人で金記者宅を訪問し、彼の妻にハンドバッグを渡す時も、事前に、彼女に贈物として持ってきたといえば受取らないだろうから、親戚の者が作ったもので市内販売が可能かを知りたいと言おう、と説明したのであります。関香淑はそのハンドバッグを渡すのは（つまり金記者が贈物として受取れば）私が就職するのに力になってくれるのではないかと考えて、私が言うまま口裏を合わせたのであります。従って関香淑には何の罪もありません。賢明なる裁判長様、この点をよく御理解下さることを お願いいたします。

次に、ではなぜ、何も知らない関香淑を、最初情報部で陳述した時、共犯として作りあげたのか、検事様に、お前は関香淑に対して何か恨みがあってそういう陳述をしたのか、と言われた点について申し上げます。

事実は、関香淑に恨みがあってのことではなく、その反対であります。私が愛する妻に何の恨みがありましょうや。中央情報部では、私のロから「共犯候補」が出て来ないのを見て、関香淑を私の協調者にしようと「共犯候補」を拒絶しました。私は それを拒絶しました。すると、こういう事は単独犯よりも協調者が多くいなくてはならない、と彼等はこう言いました。「関香淑が関連していると陳述すれば、生活保証をしてあげる。情報部での取調べさえ終れば家に帰し、日本で住みたければ、そう手続をしてあげるが、万一我々の言う通りにしないと、お前の見ている前で、妻と義母を連行して服を脱がせ蟹弄してやる。そして高麗大にいる友人達を皆連行して、拷問を加えて共犯に仕立て上げてやる」と脅迫いたしました。私は当時、彼らの強要を受け入れ、彼等のなすがままにいわゆる陳述書を書き、最後には自意による陳述であると付け加えさせられたのであります。

しかしその陳述書のどこが自意によるものでありましょうか。ひたすら拷問と恐喝、脅迫、ねつ造の結果したものがいわゆる陳述書なのであります。検事取調べはその 陳述書 のまま繰 返したに過ぎず、公訴状内容は中央情報部にて計画した通りに修飾したものであります。

賢明なる裁判長閣下。以上申し上げました通り巧妙にねつ造された陳述書と公訴状に基いたから、二審で棄却されました。

二審では、私が一九六六年度と一九七三年度と二度にわたって北韓を往来したということは根拠のないことであります。私は公訴内容と実際が違う点をいくつか列挙しておりますが、なぜ検事調べや一審時は是認しておいて今否認するかという理由は少し後に申し上げます。

私は一九六九年九月末から十月までは大阪の義兄金秀顕の家で、その電気工事の仕事を手伝っていましたし、一九七二年八月は熊本県の自宅で家業を手伝っていたと陳述したし、又義兄金秀顕と私の母親が法廷に出廷し各自間違いないと証言していたにもかかわらず、高等法院刑事部の部長裁判事様は、ただ私が一審時是認したから、という理由で、私の控訴を棄却されました。二審では私が北韓に行かなかったということを証拠示してくれる物的証拠が提出されたにもかかわらず、そうされたのです。

私は六九年度と七三年度、二度にわたり平壌を訪問し、彼の地に思想教育と色んな間諜技術教育及び軍事訓練を受け、平壌市内も見学したとなっておりますが、それらは全く根拠のないことで、実に私自身、暗号文献というものは今日まで見たこともありません。平壌から発信する暗号はAM放送というそうだが、それは情報部で教えられました。その他情報部では、暗号解読方法、北韓の各種施設、建物等を教えられましたが、このことはすべて私が北韓を往来したかのように見せるためのものであります。私が勿論これを拒否致しましたが結局、情報部の拷問と恐喝、脅迫のため聞き入れざるを得ませんでした。しかし、私はそれが恐ろしいおそれ穴だということは夢にも知りませんでした。

情報部にも人間としての良心のかけらでもあるだろうと考えたのが間違いでした。彼らは私を苦しめながら、関香淑と幸福に住めるように保証してやるといい、彼らも、私が北に行っていないことを知っているが、どうしようもなく、行ってきたという風に作らねばならんのだといい、就職も私が願う東洋通信社に入れるようにしてやると約束したのです。そのようにして私は拷問の痛みと恐喝脅迫等により、北韓に行った夢でも見たように承服させられてしまったのです。

密航した出発地と到着地の知識も、彼等が地図を見ながら私に教えたものであります。北韓であったこと、教育、訓練に関しては本人が全然らぬゆえ、情報部で準備していた、他人の書いた内容をほとんど模倣してそれらしく書き、私が北に行ってきたという劇を巧妙に演出したのです。

私は四十日間にわたって情報部での取調べを受け、数日後検事取調べを受けるようになったのですが、その前日、私を担当していた情報部員が私を訪ねて来て、検事取調べには形式的なものであるから、情報部で教えたようにしろ、そうすれば何事もなるすむようにする

日本の友人へ――
最後までベストを
康宗憲

親友ハニ君と実君、それに救う会のみなさんと！

お二人が送ってくれた手紙をつかしく拝見しました。もっと早く返事を出したかったんですが、なかなか航空便の順序が回って来ず、このように遅れてしまいました。中上告審の判決があると思います。どこまでもベストを尽くすのみです。

私は現在、日本の戦前の治安維持法のようなやつにひっかかっているわけなのですが、日本の歴史の発展を思うとき、私の「祖国の歴史も果して『我々の期待を裏切らない』と固く信じています。遠からず、私が彼女を連れてみなさんのもとに帰り、帰日のあいさつをする日が来る事でしょう。かんたんですが、今日はこれぐらいにします。私の元気な声と心からの感謝の気持ちをみなさんにお伝えください。

それと、私の親父の所へも、手紙があったと私の近況をお伝えください。御面倒ですが、医学書でも文学書でもいいですから親父を通じて送ってもらえますか。ASメドレーの「偉大なる道」、G・モルガン「人間のしるし」（岩波）、岩波 新書の「金玉均」、それに「ガロアの生涯」なんかがいいですね。

今日は、朝から気分がそう快で、こんな詩を作ってみました

友を思う千里の広海のかなた
寒中の嵐いまだ静まらず
□朝の行軍　嵐の中をつき
熔鉱炉の鉄は□□□も強く
冬来たりぬれば　春遠からじ
再会の日には友と美酒をかわさん

みなさんにくれぐれもよろしくお伝えください。寒さきびしくおり、体に気をつけて、お互い最後までがんばりましょう。

一九七六・十二・六
西大門獄中　康宗憲

（注・傍線の部分は、刑務所当局によって、墨で黒々と検閲削除されていたが、種々の方法で解読に成功したもの。□は解読不能の文字）

◇　◇

（注・次の詩も二月三日付の友人宛の手紙のやはり末尾に記されていたものである。）

――・――

君たちのげき れいに対し、俺は次のような詩を作ってみた。

仲間よ！

俺たちは知っている。
冬のきびしい寒さをうちかち、
暖かい春を迎えた者たちの
まぶたの暗い道を行き、
輝ける夜明けを迎えた者達の
あの限りなく大きな喜びを！

仲間よ！

俺たちの道はひとつ、
固く握られた、
俺たちの熱い友情の手を
誰も引き離すことはできない。

仲間よ！

俺たちの春がやってくる。
再会の日は、感激の抱ようだ！
そこでは、感激の抱ようだ！
力強く歌だ！
そして祝杯だ！

幾一雄よ、一雄よ、青春のもえあがる炎をもやしつづけながら、お互い最後までベストを尽くそう。

元気で！みなさんによろしく

一九七七・二・四　立春

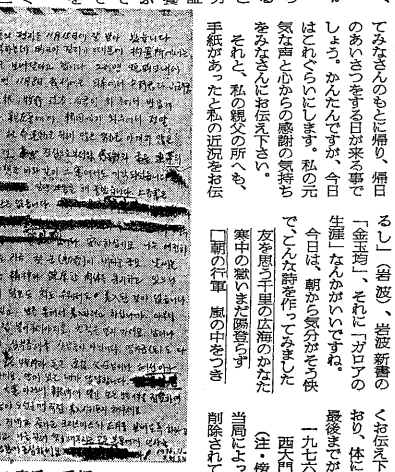

検閲済みの康氏の手紙

西大門の宗憲へ――
必ず救い出す!!
久渡文四郎

はじめて手紙を送ります。生野区で暮らしている29才のメッキ工です。野球をしたりレコードを聞いたり、友達と話したりするのを楽しみに暮らしています。名前は、久渡文四郎。「無罪村へ行って、病気に苦しんでいる人々を、この手で救いたい」と願った君の話を、昨年の夏、友達から聞いて、心をうたれた者です。――宗憲君、君は、奈良県の吉野川の下流の方で住んでいた小学生の頃、薬品を落とし、失明の恐れがあった時、汽車に乗って何駅も何駅も遠くへ医者を訪ねて行った覚えがあるんだ。――

宗憲。こう呼んでいいかな。元気だろうか。冷えこむだろうな。そちらでは部屋の外に出て、体操とか、ランニングとかできるのかな。毎日、部屋の中でも、体操はやった方がいいよ。今なら腕立て伏せは何回できるかな。足のつま先で立って、曲げ伸びはどうかな。片足のつま先だけでも立っても、曲げ伸びできるかな。俺はすぐ倒れてしまうのだけれど。

宗憲はすごい読書熱心だね。最近はどんな本を読んでいるのかな。何かいい本があれば、教えてほしい。俺は本を読む事なんて、めったにないんだ。もし暇があれば、本を読むだけでなく、詩をつくって、それにメロディをつけてごらん。自分の歌をつくって歌うのもいいと思うんだがな。

――・――・――

大池中学のまわりを、日本政府に働きかける署名をしてもらって歩くと、いろんな話を聞くよ。当時、小学生だった二十一才の青年が、「ああ、あのナガシマさんですか」って、はっきり覚えているんだ。また、年輩の人が、「陸上部は昔からあったんだよ。ただ、できては、しばらくしてつぶれ、またできて…」だって。知っていたかな。確かに、あの小さな校庭では、他のクラブとぶつかりあってたいへんだったろうな。

昨年の春れ、大池中同窓生の〝救う会〟に入り、根強い運動に触れ、一緒に行動していく強さを感じさせられた。行き来のなかった同窓生たちが、声をかけ、話する機会が増えたんだって。そんな中で、今年の春、結婚式を挙げ、□□□□の中で、俺に自信があふれている。

陸上部時代の康宗憲氏

はばたこうとしているカップルもいるんだよ。ほほえましい、いいことだと思うんだ。俺も新しい友達ができてきたよ。今度、〝救う会〟の世話人が中心になって、寄せ書きを送ろうという事になったので、俺がその一員として手紙を書いているんだ。寄せ書きの中で、心当りのある名前があるかな。覚えのない新しい名前も心にとめておいてほしいんだ。どんなんか、今度会う時の楽しみにしていてくれ。

◎◎◎◎……◎◎◎◎……◎◎◎◎

両親にあてた新年のあいさつの手紙を見せてもらった。たいへん俺自身、力付けられたよ。まわりの韓国人の友人たちも感心している。「生き方に自信があるんだ」とか、「もっともきびしい状況におかれているのに、こんなに思いやりにあふれた文章が書けるなんて」とかね。「私は何度かソウルに行った事があるが、何か手助けすることはありませんか」と、我が息子のように心配して言ってくれるオモニにも会ったよ。宗憲の無実の訴えは、少しづつ韓国人を勇気づけているようだね。

今は、「無罪村に……」という話を聞いた昨年の夏より、はるかに強く、宗憲に対する信頼と無実の確信が湧いてくるんだ。〝必ず救い出す〟という生駒山でたてた新年の誓いが、更に生き生きとしてくる。

あせらず、そして、一日も早く、自由の身となれるよう、お互いに最善を尽くしましょう。

同窓生の仲間とともに、返事を楽しみにしています。

二月十二日
新しい友として　久渡文四郎

救援の輪求め
マイルズ夫妻米国へ
11・22救援アムネスティー合同で

「11・22救援会」は、去る二月四日、国際アムネスティ関西連絡会議と協力し、アメリカにおける「11・22事件」に対する理解と救援の世論喚起を目ざして、リン・マイルズ氏をアメリカに派遣した。

マイルズ氏はコネチカット生まれのフリーライターで、アムネスティ会員。滞日六年、日本人の奥さんと子供一人と普屋に住み、日本語に堪能である。韓国・台湾等の人権問題に関心が深く、七四年の「人革党事件」の際には、英文パンフを独力で編集・製作し、丸一年刑中止を求めて急拠ロンドンに飛ぶなどの活動歴がある。

昨夏、「11・22救援会」が刊行した英文パンフ二号は、マイルズ氏の連日の徹夜作業という精力的な編集協力によるところが大きい。

3月4日、出発のマイルズ夫妻―空港にて

本語に堪能である。韓国・台湾等の人権問題に関心が深く、七四年の「人革党事件」の際には、英文パンフを独力で編集・製作し、丸一年刑中止を求めて急拠ロンドンに飛ぶなどの活動歴がある。

昨夏、「11・22救援会」が刊行した英文パンフ二号は、マイルズ氏の連日の徹夜作業という精力的な編集協力によるところが大きい。

一方、日本語の資料やこの事件

12.25 大阪・京都の救援会 ハンストで呼応！ 酷寒の獄中に思い馳せ 1.15

12.25～27日の大阪のハンスト

1.14～16日京都のハンスト

【大阪】

日本列島が強烈な寒波の襲来で震えあがっていた昨年十二月二十五日から二十七日にかけて、第三審を間近に控えた「第二次逮捕者」の五つの救援グループが大同団結して四十八時間のハンガーストライキを、大阪駅前東口広場で決行した。

第二次逮捕者の大阪の五者救援グループは、渡韓、街頭情宣等の救援活動を通じて、即時釈放の世論のうねりを作り出すために、それまでにも何度かの会合を持っていたが、その中でこのハンストが企画され、実行に踏み切られたもの。

二十五日午後一時の突入集会には、警察や鉄道公安官の妨害策動をはねのけ、三百人の救援会員や支援団体が結集した。そして、「遥かなる酷寒の地ソウルの獄中で再び冬を迎えた友よ！われわれは成しうる限りの最大の闘いとして！」とのハンスト宣言文を読み上げ、家族一人を含む十二人の仲間らが四十八時間のハンストに入った。

ハンストは二十七日午後一時まで、常時百名以上の情宣隊や警備隊に支えられた。そして、容赦なく会員らの顔を打つソウルの獄中を超え、玄海灘を渡った烈風にもめげず、無事ハンストは貫徹された。

このハンストは困難を極めたが無事に成功を獲ち得たのは「11・22救援運動」の今後の前進に大きなステップを刻むものとして高く評価されるであろう。

なお、三日間で情宣要員延べ八百名が参加し、署名数は三千名、カンパ一千七万円を集約した。

【京都】

たえまなく比叡おろしが吹き荒れ、ときみぞれ雪片がちらつく京都四条河原町にて、本年一月十四日午前十一時から「11・22京都連絡会」主催の六十時間のハンストが突入された。このハンストは、京都にゆかりの深い金哲賢氏、金五子さん、姜鍾健氏、李元二氏の各救援会が、死刑・重刑判決が確定後の救援運動を模索する中、「彼らの命と青春を彼ら自身に返せ」の言葉を胸に、無期救援の念いを込めた決意の中で行なわれた。

コンクリート路上の寝袋に入った三名のハンスト参加者、それに三十名～五〇名の喜伝隊がチラシやマイク等を使って、通行人に、朴政権の横暴と、被告たちの真摯な生き方を訴えると激励やカンパ署名が相次いだ。

寒気厳しきこの京都の地におけるハンストは、ハンスト行動参加者が、韓国の鉄格子に幽閉されている友人の痛みを己れの痛みとして追体験するという意図も込められていたが、この意図がよく分ったとともども語っていた。

ハンストは十六日、午後六時まで無事に貫徹され、その場にて集会の後約百五十名が京都勤労会館までデモ行進、抗議を行なった。

なお、三日間のハンストで署名数八百、カンパ十七万余円が寄せられた。また、事件発表以来、毎日曜日午後四時から六時まで、京都連絡会は、このハンストを契機として毎月第三日曜日午後六時から高島屋前から三条大橋までの定例デモを行なっている。

・ハンストを闘って・

二十五日朝。戒厳令下の韓国を想わせるが如き厳寒がたちこめ、雨が無惨に路上にたたきつける中、それに反発するかのように我々は着々と準備を進める。

一時。雨のあがった広告塔前には三百人、ハンスト突入集会が開かれる。多くの激励電がつめかける中、「11・22救援会」からの連帯の挨拶を受け四十八時間ハンストの幕は切っておとされた。

一時四十分。鉄道公安官が、我々の運動を「停止するように」との勧告、「止めなければ警察を招請し、排除にかかる」とのこと。止むなく街宣でのマイク呼びかけを中止し、肉声で市民に訴え、署名カンパ活動開始。参加入員百名以上。

四時頃。警察かっ力強い我々の運動の前に公安もさすがに手が出せない。同時に我々としても、ふくれあがる熱情を押えきれずマイクでの街宣にふみきる。

十時。街宣を終え本日の総括集会をもつ。ハンスト者援護のための泊り込み要員を募ったところ四十数名が名のりをあげる。収容人員をはるかに超過し、指揮団はうれしい悲鳴をあげる。

二十六日、七時。昨夜の冷え込みは厳しかった。そのため、ハンスト者が心配になり「どうや」と声をかけたところ「だいじょうぶ、だいじょうぶ」と元気な声がかえってきた。街宣の準備、直ちに行動開始。寒さで凍える手、顔をまっかに染めて、過激報告集会を開き、日韓両政府宛要請書を採択。

一時半。街宣開始。寒さで凍える手、顔をまっかに染めて、わずかばかりのストーブで代わる代わる暖をとっては再び市民に署名、カンパを訴え、ビラを渡す。

十時。街宣終了、冷え込みがかなりきびしい。零度はゆうに下っているだろう。しかしこの何してんの」とトラックをのぞきこむ子供に、ハンストの中の仲間が答える。…「俺もそやねん」（在日朝鮮人）

「石川のにいちゃん」

「だいじょうぶ」という意味）

十時～一時。訴えに耳を貸す青年、救援会の女性の話に涙を流した老韓国人、逆に問いつめる人、訴えを居られに娘の手を引く母、親の手をひっぱって聞きにくる子供。

刻一刻と貫徹会の時間が近づく。最後にはこのハンストを自らの体で闘った白玉光さんのように「弟の命を救って下さい」とその子供は署名を訴えた。

一時。短かかった四十八時間に少しは気付いているのだろう。

一時・ハンスト突入二十四時間を経過した。やればできる自信、メドがついた。これから先苦しいだろうが獄中の彼らを思えば何ほどのことはない。

救援を訴える我々の声もひときわ高くなった。二十四時間経過した。

（ハンストを終えて、大阪）

安宅氏国会質問

留学生ら救済求めて

去る三月十七日、衆議院予算委員会で、社会党の安宅常彦氏が、約四十分に亘って、韓国で、不法逮捕され重刑判決を受けている「政治犯」の救済に政府が、本腰を入れて取組むよう訴えた。

安宅氏は、昨月来、青風会議員団KCIA一体となった「介添え」で釈放された帰化三邦人の問題について、日本人であるにもかかわらず事態を見過ごしてきた外務省の態度を叱責し、「私が捕まれば君たちは何かしてくれるのか」と、鳩山外務大臣は、これに答えて「日本で長く聞生活している彼らに関心はあるが、内政不干渉の原則や、他国の司法問題に介入するのは困難だ」との従来の主張と変らない慎重な姿勢を崩さなかった。

これに反して、安宅氏は、米国のカーター新政権が人権問題を最優先の外交課題にしていることや、世界のすう勢が、他国であれ、「人権問題」に深い興味を示すという事実を指摘し、今後も粘り強く政府・外務省の姿勢を追求していく、と最後に結んだ。

また、李哲氏や崔哲教氏の事件に触れた後、他の在日韓国人の処遇について、後藤氏は、なる早急な救済措置を採るよう強く促した。

在日韓国人の全〝政治犯〟の救援運動を押し進める

〝政治犯〟釈放めざし 各地で抗議

―2月行動月間―

2.26の東京デモ行動

去る二月二十六日、「在日韓国人〝政治犯〟を支援する全国会議」（代表、宮崎繁・樹朋大教授）は、去る二月を〝全政治犯救援のための統一月間〟とし、全国各地でさまざまな救援運動が取組まれた。

そして、第一弾として二月七日に自民党を含めた与野党六党に公開質問状を送付し回答を求めた。

この質問状は、在日韓国人「政治犯」を産み出している背景を指摘し、徐兄弟事件以来朴政権の延命工作の不運な犠牲者となった、六十数名にものぼるこれら〝政治犯〟問題の各政党レベルにおける善処を要求したものである。

質問の内容は、・在日韓国人〝政治犯〟の人権救済、・再入国の問題、・KCIAの不法活動等の六点で、新自由クラブを除く五党が期限の二月二十二日までに回答した。

〝支援する会〟では、この回答をもとに更に今後の系統的な救援運動に彼らが〝かかわる〟よう粘り強く訴えていくつもりである。

又、二月二十六日には、全国斉統一行動日と設定し、仙台、京都、北九州、東京などでデモや集会などがもたれた。

東京では、日比谷公園野外音楽堂で午後一時より集会が開かれ約六百人が参加した。主催者、各救援会、家族の訴え等が相次いだ後、デモに移った。

途中、韓国大使館前では、民団、KCIA一体となった挑発行為があったが、デモ隊は毅然と対処し、「政治犯を即時釈放せよ」の唱和を繰り返し行なった。

◇　◇

【京都】

全国統一行動日の二月二十六日午後五時より京都祇陽教会にて、「11・22京都連絡会」「徐兄弟を救う会」「崔哲教さんを救う京都の会」「金勝孝氏を救援する立命館大学の会」等の京都の諸救援会が一致して抗議集会をもった。関西で、「11・22救援会」が他の在日韓国人政治犯の救援組織と一体となって抗議の声を挙げたことははじめてである。

集会は、各主催者より、救援の訴えが相次ぎ、京都の地に必ず政治犯救援運動を成功させようと、各々のプラカードやゼッケンを付け円山公園に向けてのデモに出発した。

〝映画〟「世界人民に告ぐ」各地で上映開始

三月二二日、大阪中之島中央公会堂において、映画「世界人民に告ぐ」の全国で初めての上映集会が、関西の労働者・市民・学生が千数百名結集する中で開催された。この映画は、「告発」（統一社プロ）をつくって、朴政権の弾圧を告発し、崔哲教氏救援の闘いを訴えた岡本愛彦氏が製作したものである。岡本氏は、映画製作の意図を、「金芝河氏の「韓国民衆の闘いは過去から現在に至るまで一貫して侵略者である日本の民衆に対する闘いである」との訴えを、「植民地支配の責任」を解放する闘いである」との訴えを、「植民地支配の責任」を問う意味で、この「世界人民に告ぐ」を製作した」と述べている。

映画は、「11・22事件」における、KCIA・韓国当局のデッチ上げ性を、家族・救援会のハンスト・集会・デモを晃明に追いつめる中で暴き出している。更に、同じ在日韓国人政治犯である徐勝兄弟の「積極的民族主義」を描く過程において、われわれ日本人の責任性を衝いている。この映画の〝あなたはいつまで「共犯者」でありつづけるのか〟というテーマは、日本の朴政権との癒着を、われわれ日本人の責任として問うものである。

「11・22救援会」は、「岡本プロ」の関西での撮影に全面的に協力してきたが、四月以降の上映運動は、「11・22不当逮捕者救援、白玉光・李哲・康宗憲死刑執行阻止」の日本世論を盛り上げてゆくことだろう。

関西の上映の連絡先は、関西上映実行委（TEL〇六―三六一―九四四八）、その他の地方の上映の連絡先は、全国上映委員会（TEL〇三―四〇七―五九六三）。

11.22留学生支援〜ギターよ、牢獄に響け！

〜3.3フォーク・コンサート

去る三月三日、〝あらゆる表現の自由を求めて、冬の終りのコンサート〟【金芝河、在日韓国人不当逮捕者支援】と題するフォーク・コンサートが、大阪市北区のサンケイホールで開かれた。

この企画を進めたのは、U・D・C（アンダーグランド・ディスク・センター）というフォークソング愛好のグループで、当日の歌手の一人でもあった小林隆二郎さんが中心になって、有名フォーク・シンガーの加藤登紀子、小室等、高田渡、中川五郎さんらに呼びかけ実現とこぎつけたもの。

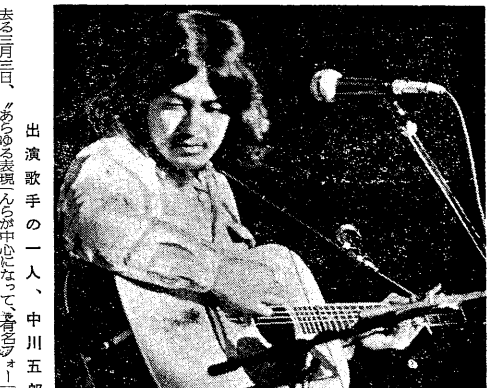

出演歌手の一人、中川五郎さん

一五〇〇人収容の会場には、若者たちを中心に立ずいの余地もないほど聴衆が集まり、また浅い春宵のひとときをフォーク・ソングと「11・22支援」の訴えに耳を傾けた。

ことに、歌の合間になされた、李学仁氏（〝異邦人の河〟の監督）の講演、「11・22支援」の訴えと、それに、死刑囚の家族の緊急アピールは、参集した一人ひとりの胸に深い共感を呼び起こした。

また、当日の純益金三十万円は「11・22救援会」の桑原事務局長に提出しているのは死刑判決の三氏（金哲顕氏は却下された）であるが、有期刑確定者の内、少くとも四名が再審請求の意思を有している。この事件の虚構性を内外に開催の予定。

次回は、四月二十日横須賀にて

3・3コンサートを聞いて

若者たちに！

ワグナーとジェーンベルク以外は音楽でないと常日頃から吹聴している筆者などには、この日のコンサートは極めて有意義なものであった。

初めてフォークを生で聴いたわけだが、その音楽性は他と比べても決して遜色なく、若者たちが何ぜかくも魅かれるのかわかるような気がした。

ギターひとつとマイクだけで、これだけの自己主張が可能であるとの認識は、自己表現の場が極端に狭められ制限される現今にあっては、大きな意義を持つと思われる。

しかし、歌詞の直截さは、まっとうな詩に慣れきった世代にに斬新な感を与えるかも知れないが、緊迫した状況を的確に捉えられていないという欠点が指摘されよう。

このことは、この日の会場の雰囲気とも共通していると思われた。

楽しいコンサートであった。又、〝救援〟という視点が、このような場で明らかに異質だと思われる層にまで普遍化しえていたのは、喜ぶべきかも知れない。

しかし、われわれ救援運動に携わっている者、出演者、それにフォーク愛好者のいわゆる乾いた世代、この三者を隔っている暗黒は小さくないと思う。加藤登紀子や小室等の歌に、活き活きと手拍子で応えていた聴衆は、白髪子さんの魂を振りしぼるような悲痛な訴えに同情の念を示したかも知れないが、結局それだけでなかろうか。

よい音楽に感動し、のめり込み、共鳴するその豊潤な若者らしい感性が、何ぜ社会変革の行動のエネルギーに転化されえないのか、不思議である。

はっきり言って、世の中のことは何もかもわかりきったふうをしながら、その実何にもわからないのが、このシラケきった世代の特徴であろう。

われわれがピラなどを撒いている時、如実に感じるのはまさに慨嘆しきりのこの世代の姿勢である。

社会的な問題から意識的に目をそらせ、務めて無関心を装い、その反面興味あることだけに埋没するという自慰的思考にわれわれは慣易している。

救援会のビラをさもうさんくさい厄介なものにでも触れるように受け取る彼らのいじけた視線が、このコンサートでの見まこうばかりの発剌とした視線と同一であるとは信じ難い。

いささか辛辣だが、ともあれ社会的な情況に彼らをして恣意的に目を見開かせないように画策しているのは権力の常套手段だが、それに効果的な反撃をなしえないわれわれにもその責任の一端はある。

われわれが、いま抱えている課題だけでなく、物質的な享楽思想に沈殿してしまったこの社会が産み出す難問は山積している筈だ。その中のどれか一つでもいいから課題を創りだして欲しい。そして自らの羅志で敢然と対時し格闘して欲しい。

この闘いが続く限り彼らの姿勢はより堅固に鍛えられる。愛や恋や寂しさだけで人生は過していけるものではない。

常に自分が何かとどれだけ対い会っているかで、その生き様の重さのようなものが測れるのでは、と思う。

翻って言えば、われわれとても、日々を充足した想いで過しているわけではない。

玄界灘の波間に浮遊する亡霊を払拭するのは並大抵のことでない。

われわれがなめる精神的、肉体的労苦も尋常でない。しかし、誰かがやらなければならないのだ。遥か彼方母国の獄中で幽閉の身の日々呻吟している友人らに思いを馳せる時、その一瞬間の連帯のため行動しているのだ、と言えよう。

早春の宵はギターの爪弾く音にしろかき暮れていったが、この日のささやかな交流は、彼らにも何か胸に揺ぎものがあったのではと思う。

この日を境にして何か生れてきそうな、何か変そうな、そんな気がしてならない。（H・H）

被救援者の内実に迫れ

投稿

去る三月二十七日、「11・22救援会」主催の〝第二回全国個別救援会連絡会議〟が摂津富田教会にて持たれた。

これは、十七名の不当拘束者の最終判決がほぼ確定したことを踏まえて、〝各個別救援〟の抱えている諸問題を討議すること、各拘束者の健康状態等の最新の情報交換を目的としたものであった。会議では、再審請求面会、差し入れ、通信等の技術的な問題点に関して、相互の経験や意見の交換がおこなわれた。

「11・22救援会」では、裁判が結審した今、これら従来は殆んど公表されなかったいわゆる〝内部救援〟の当面する前途を模索する材料として次の投稿を紹介したいと思う。

ここでは、当日の会議で特に問題が浮き彫りにされた〝再審請求〟と〝転向〟の二点が詳述されて居り、この稿が、救援運動に携わる人々に更に大きな論議を巻き起す頂門の一針となることを期待する。

再審請求の問題点に言及してみよう。

現時点で再審請求を韓国大法院に提出しているのは死刑判決の三氏（金哲顕氏は却下された）であるが、有期刑確定者の内、少くとも四名が再審請求の意思を有している。この事件の虚構性を内外にはは無実であり、ありもしないことをデッチ上げられた〟ということである。このことは事件がKCIAやCICの無理無体の一方的なデッチ上げで捏造されたことを糾弾し、悪名高い韓国の治安立法にさえ決して抵触していないことを強調している。金芝河氏や金大中氏のように（彼らの行為は明らかに市民の普遍的権利を束縛した捕鼠条九号に違反している。）〝有実〟無罪なのである。先般、雑誌〝世界〟に人革党事件で無実であるにもかかわらず、その必死の主張は採り上げられず、無期判決されて地方に下獄した被告の妻の手記が掲載されていた。「主人は転向であるとのことで面会が不許可にされているが、〝裁判を非難せず有罪を認めれば面会を許してやる。お前も協力しろ〟と言われた」とあった。この人事案件は「11・22事件」と非常に共通した側面を有している。（「拷問で無理にデッチ上げられた、自分たちは無実である」と主張している、等。）そして、この手記で「11・22事件」の不当拘束者への転向強要の実態がはからずも明らかにされた、といえよう。即ち、裁判を認めることは、自分の今までの闘いを放棄することに他ならない。とりも直さず、無実でなく有実有罪であることを認めるなど絶対にできないはずだ。情報部、刑務当局一体となった転向強要の無法に応じることは膝を屈することに繋がる。〝えん罪〟で法廷に引き出されただけでなく、それを認めるなどということは、彼らにとってこれ以上の屈辱はない。われわれは、彼らが非転向であるが故に過酷な状況に追い込まれるのを阻止し、その闘いを支え続けていかねばならない。

個別救援は、いわば人質を取られた様な形で、日頃より隔靴掻痒の制約された行動しかできないが、だからといって被救援者の意思を無視し、後足で砂をかけるような行為は厳に慎むべきだ。

救援者と被救援者の意識の変革は、表裏一体の関係にある。

即ち、彼らの頑強な抵抗の姿勢は、われわれの内実にも深く関与している。

余談になるが、ある公告の場合、獄中で二度にわたり自殺を企てたというが、これなども、個別救援の実際的な担い手の〝彼らの内部に連帯し、かかわろう〟という意識が伝わっていれば防げた筈だ。

個別救援会は、今後続く際限ない地味な救援活動を通じて、その真骨頂を試されている。

ないが、こういう短絡的思考は「直接救援」の一種のサボタージュで、当局の処刑の格好のサポートにつながることに留意しなければならない。

新しい〝デリバイ〟等の発見は、日本のマスコミや世論にも彼らの無実や潔白を証明する有力な〝材料〟として触発的な効果を有するし、また被告自身にもその闘いの展望をあらたに認識させるという役割を果たす。例えば、李哲氏や康宗憲氏の勇気ある告発は、〝デリバイ〟発見と軌を一にしていることを注視すべきだ。

次にいわゆる〝転向の問題〟を考えてみよう。

〝転向〟問題は、この事件に限らっていえば、あり得ないというのが当初われわれが考えた結論であった。李哲氏を初めとして彼らが裁判所で叫んだのは、〝自分たちは無実である〟と主張しているが、実際にはどうも、韓国の転向はそんな生易しいものでないらしい。勿論この十七名の不当拘束者はいずれも共産主義者でない。（裁判で〝自分は共産主義者である〟と明言した被告は誰もいない）しかし、転向声明書の要件には、共産主義云々の箇所だけでなく、裁判が勿論であることを認める、今後悪名高い韓国民として維新体制に協力する等の項もあるそうだ。

われわれのこの問題に関する不勉強のそしりは免れえないが、殆んどその方面の資料がなかったのは事実である。先般、雑誌〝世界〟に人革党事件で無実であるにもかかわらず、その必死の主張は採り上げられず、無期判決されて地方に下獄した被告の妻の手記が掲載されていた。「主人は転向であるとのことで面会が不許可にされているが、〝裁判を非難せず有罪を認めれば面会を許してやる。お前も協力しろ〟と言われた」とあった。この人事案件は「11・22事件」と非常に共通した側面を有している。（「拷問で無理にデッチ上げられた、自分たちは無実である」と主張している、等。）そして、この手記で「11・22事件」の不当拘束者への転向強要の実態がはからずも明らかにされた、といえよう。即ち、裁判を認めることは、自分の今までの闘いを放棄することに他ならない。

即ち、彼らの頑強な抵抗の姿勢は、われわれの内実にも深く関与している。

余談になるが、ある公告の場合、獄中で二度にわたり自殺を企てたというが、これなども、個別救援の実際的な担い手の〝彼らの内部に連帯し、かかわろう〟という意識が伝わっていれば防げた筈だ。

個別救援会は、今後続く際限ない地味な救援活動を通じて、その真骨頂を試されている。

濁流に抗いて（Ⅱ）

○渡韓報告
○公判記録
○家族の声
○救援レポート
○その他未発表の資料を多数収録しました。

B5判　90ページ
¥300
〒140円

ソウル高裁での金元重氏

救援会短信

◎一夜春風が吹き荒れ、車軸を流したような驟雨が桜の花を叩き落とす。黒地のアスファルト路面にへばり着いた花弁を透かし蒼空を仰ぎ、区切られた紺青の一部しか望めない人々のことを思う。

◎裁判がほぼ収束した今、考えることは自分の力のなさ、弱さ。でも、何とか踏ん打って……。これからは、われわれのペースで運動が組める。いわば正念場。

◎京都＝毎日曜日、十八時から四条河原町で定例ビラまき。又、第三日曜日には、そこから三条大橋まで定例デモ＝救援の声を絶やさないためにもぜひ参加を！誰でも参加できます。

◎大阪＝毎土曜日、大阪駅東口の広告塔前で十七時より定例ビラまき＝こちらも宣しく。

◎カンパのお願い。またかといわれるのですが、お願いします。この通信が遅れたのも経済事情で、ぜひぜひお願いします。

◎面識のない留学生の救援運動に携って半年になりますが、彼ら共に存る、との決意は増すばかり。〝会える〟その日まで。

◎昨秋からの毎日新聞の報道姿勢には、ただただ敬服。事務局の主だったメンバーで、先頃「毎日新聞を購読する会」（仮称）を作ろうの話がありました。

◎通信をお寄せ下さい。この運動は、一人ひとりの意識の中に潜むものを呼び起こし、あらゆるものにかかわる課題です。感想を聞かせて下さい。

◎この通信を余分に欲しい方は事務局までご連絡下さい。